

「京丹後市地球温暖化対策実行計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
<p>地球温暖化防止に関する提案 (計画の実行期間)</p> <p>(市営バスのアイドリング禁止)</p>	<p>5年間のみ対応と解釈しましたが、大気汚染・地球温暖化防止は公共団体がリーダーシップを発揮するべきで、市民の期待は大きく期間限定はおかしい。経費のかからないことは、日常業務に取り入れ継続していただきたい。</p> <p>市営バスのアイドリング禁止について、規則で定め罰則も明記する。民間委託部分については、契約書に明記し罰則条項も入れる。市・関連機関の車も含めて、「アイドリングストップ」のステッカーを貼る。</p> <p>特に夏季はクーラーの音も加わり、(始発停留所付近の)近所は大きな騒音で迷惑を受けている。近くに家がなくても大気汚染・地球温暖化防止の対策が必要である。</p>	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体は自らが排出する温室効果ガスの抑制等のための計画を策定することが義務付けられており、計画期間終了後においても計画の見直し、延長が必要であると理解しています。</p> <p>したがいまして、今回策定する計画および計画期間内の毎年度ごとに行われる見直しの結果を基礎にして、本計画の期間終了後も温暖化対策は計画的に継続します。</p> <p>市営バスは、1路線を除き公用車によって運営されています。公用車については第6章第4節「公用車の適正使用に関する取組」に「暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などを通じた経済運転(エコドライブ)の徹底を図ります。」と規定しています。</p> <p>また、委託先の管理下にある車両の運行については、当計画の範囲外の事業ではありますが、第2章第3節に「計画除外事業」の委託事業の添え書きとして「受託者に対しては、必要な措置を要請していきます」とあり、これに基づいて要請を行います。</p> <p>なお、当実行計画は、前述のとおり市の行う事務・事業に起因する温室効果ガスの発生を自主的に抑制するものであり、実施にあたって罰則規定を設ける必要はないものと考え</p>

<p>(K T R へのアイドリング禁止の要望)</p>	<p>K T R に対して強くアイドリング禁止を要求する。特急列車が久美浜駅始発になって以来、10 年以上にわたり（発車前の）アイドリングを継続中。夏季はクーラーの音も加わり大騒音となり、市営バスの騒音と重なって、近隣は大迷惑を受けている。</p> <p>知事（K T R 会長）は、地球温暖化対策を先頭に立って推進しておられるが、言行不一致であり大いに矛盾している。</p>	<p>ます。</p> <p>ステッカーの貼付については、そのこと自体が温室効果ガスの削減に結びつかないことから、当計画への明記はせず、啓発手法の一つとして検討いたします。</p> <p>北近畿タンゴ鉄道(株)の事業については、市の事業ではないことから当計画の範囲外です。</p> <p>なお、実際にご迷惑を感じておられる騒音および地球温暖化対策を含む大気環境保全上の課題については、別途関係機関と協議いたします。</p>
<p>(広葉常緑樹の植樹)</p>	<p>公共用地・学校・公園・運動場等にシイ・タブ・カシを植樹する。苗は造園業者から購入しなくてもドングリから育てれば小額の費用で済み、学校で育苗すれば教育効果も大きい。また、苗を寄付する民間企業もある。</p> <p>温暖化防止以外にも、火災、暴風、洪水等の自然災害防止にも有効であり、地震対策として市街地に植樹すれば防火帯としても有効であることは、阪神淡路震災で証明済み。山形県酒田市では積極的に植樹中。</p>	<p>植樹に係るご提案については、第6章第9節に「公共施設を新築する場合は敷地内や周辺の緑化に努めます。」と規定していますが、ご意見を反映して既存施設も対象とすることとし「公共施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。」と修正します。</p>